

令和4年4月

# 長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

## 令和4年4月総会議事録

1 日 時 令和4年4月15日（金） 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

### 3 付議事件

#### 議 案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (2件)
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (1件)
- 第3号 長門市空き家に付随した農地の指定申請について (1件)
- 第4号 長門市空き家に付随した農地の指定解除について (1件)
- 第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
(利用権6件・農地中間管理事業に係る利用権21件)

#### 報告事項

- 1 土地現況証明報告（非農地証明） (4件)
- 2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約）  
(1件・農地中間管理事業に係る合意解約4件)
- 3 その他
  - ・認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について (1件)
  - ・次回総会 5月16日（月） 午前9時30分から 市役所4階会議室
  - ・現地調査 5月6日（金） 予定
  - ・農地利用最適化推進地区別会議
    - 長門地区 4月25日（月） 午前10時から 市役所4階会議室
    - 三隅地区 4月25日（月） 午後2時から 三隅支所
    - 油谷地区 4月26日（火） 午前10時から ラポールゆや
    - 日置地区 4月26日（火） 午後2時から 日置農村環境改善センター

### 4 出席委員（18人：議席順）

- |               |                    |           |
|---------------|--------------------|-----------|
| 1番 野中 保志      | 2番 藤川 久志           | 3番 大田 寛治  |
| 4番 林 一志       | 5番 深水 一男           | 6番 河野 八千代 |
| 7番 高林 司       | 9番 大田 裕美           | 10番 大汐 光晴 |
| 11番 岡島 史真     | 12番 林 弘幸           | 13番 岡本 勇二 |
| 14番 木村 正雄     | 15番 中野 晴人          | 16番 末永 恵子 |
| 17番 山近 洋祐     | 18番 松田 昭洋（会長職務代理者） |           |
| 19番 大野 耕作（会長） |                    |           |

5 欠席委員（1人）

8番 名和田 栄治

6 農業委員会事務局職員

事務局長 角谷 隆士

事務局長補佐 坂倉 幸三

書記 北村 実瑛

## 7 会議の概要

議 長 令和4年4月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(会長)

挨拶 (挨拶)

議 長 本日の付議事項は、議案5件、報告事項3件でございます。

慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、3月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長 それでは、ただ今から令和4年4月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は19名でございます。本日の出席委員は18名、欠席委員は1名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

7番、高林司委員、9番、大田裕美委員、よろしくお願いをいたします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは、説明に入ります。1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和4年4月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字三隅下字友角、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は1,065㎡。

譲受人は、三隅下▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。

譲渡人は、三隅中▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、以前から経営規模を拡大したいと考えていたところ、譲渡人からの申し出があったので、これに応じることとしたもの。譲渡人は、高齢であり独居なので田を耕作することができないため。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び2 ページをご覧ください。JR 山陰本線長門三隅駅から北西へ約 700m に位置する農地です。

また、3 ページには公図を添付しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の下限面積要件ですが、本市の 3,000 m<sup>2</sup>以上の要件は満たしております。

第6号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区の担当は私でございますので、説明をさせていただきます。

譲渡人の●●さんは、弟さんが亡くなられてまして、お姉さんにあたる方が譲り受けられたわけですが、全く農業ができない状況です。

場所につきましては、譲受人の●●さんの家の近くの、三隅の平野という地域にある田んぼです。

●●さん自身は、年齢は今年 77 歳でございますけれども、左官業をされておられて、この地区の田んぼを多く請け負って作業されている、中核的な農家でございます。

別に何ら異議はないと思いますので、皆様の慎重審議の程、よろしくお願いいたします。

以上で、私の説明は終わります。

本件について、質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。  
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

それでは続きまして、番号2番をお願いいたします。

事務局長  
補佐

番号2。

土地の所在、大字油谷久富字染屋、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、  
現況ともに畑、面積は233㎡。ほか1筆、計628㎡。

譲受人は、油谷河原▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。

譲渡人は、油谷久富▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、現在自作している農地の近くであり、利用  
耕作上、便利であるから譲り受けるもの。譲渡人は、譲受人の要望に応ず  
るもの。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び4ページ  
をご覧ください。長門市役所油谷支所から東へ約1.8kmに位置する農地  
です。

また、5ページには公図を添付しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、  
ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状  
況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利  
用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規  
定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従  
事することが判断できます。

第5号の下限面積要件ですが、本市の3,000㎡以上の要件は満たしてお  
ります。

第6号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作される  
ものであり、該当はいたしません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作  
業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全て

を満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続き、当地区担当の4番、林委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

4 番

先日、4月7日に大野会長、事務局の方、大田推進委員さんと共に現地の確認をしてまいりました。

現地の、譲渡人の●●さんは、この地からちょっと離れているお子様の方にいらっしゃるということで、農地を手放されるということです。

譲受人の●●さんは、当該地区でも手広く農業をされておられて、この譲受に関しては、何ら問題はないと考えております。

皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件を、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは説明に入ります。2ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和4年4月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字仙崎字南原、地番▲▲▲▲番▲▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は405㎡。

権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人は、美祢市伊佐町伊佐▲▲▲▲番地▲、●●●●●●●●、▲▲▲、●●●●●●さん。

譲渡人は、仙崎▲▲▲番地▲、●●●●●●さんです。

転用の目的は、自己用住宅の建築です。

理由としまして、譲受人は、現在、借家に住んでいますが、子供の成長に伴い狭くなり、両親も高齢となったことから、今後の生活を考慮して、実家近くに自己用住宅を建築することにしたもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じることとしたもの。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 6 ページをご覧ください。J R 山陰本線仙崎支線仙崎駅から南東に約 300m に位置する農地です。

また、7 ページには公図を、8 ページから 9 ページにはそれぞれ土地利用計画図と立面図を添付しております。

まず、立地基準についてですが、「農地法審査基準」7 ページをご覧ください。当該地は、都市計画法での非線引都市計画区域にある農地で、第 1 種住宅地域に用途指定されており、農地法施行規則第 44 条第 3 号が適用され、転用許可可能な第 3 種農地に該当するものと考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、金融機関の住宅ローン仮申込結果通知の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 1 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、道路側溝へ放流し、汚水については公共下水道により処理するため、問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 5 番、深水委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

5 番

5 番の仙崎地区担当の深水です。



▲▲▲号、●●●●さん。

空き家の所在地は、俵山▲▲▲▲番地▲で、空き屋バンク登録日は令和2年11月19日です。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び10ページをご覧ください。

長門市役所俵山出張所から北西へ約1.6kmに位置し、空き家の南西にある近隣の農地です。

また、11ページには公図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」18ページをご覧ください。

2月にお配りしておりますが、今日、別葉でご用意しております。皆さん、「審査基準」に綴じ込みをよろしくお願いいたします。

この17ページと18ページの2枚、前回、皆様にお渡ししておりますので、皆様、お持ちだと思いますけれども、お忘れの方は、綴込みをよろしくお願いいたします。

では、18ページをご覧ください。

「長門市空き家に付随した農地の別段面積取扱基準」第4条、適用条件ですが、判断を必要としない適用基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地の状況についてです。草刈管理をされており、十分に耕作できる状況にあり指定は可能と考えます。

(2) 空き家及び空き家に付随した農地の所有者は同一です。

また、第6条、指定することができない農地には該当しておりません。

以上のことから、この案件につきましては、「長門市空き家に付随した農地の別段面積取扱基準」を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の15番、中野委員、補足説明、ご意見等ありましたらよろしくお願いいたします。

15 番

15番の中野です。

先般、7日に大野会長、事務局のお2人、藤井推進委員さんと私で現地の確認をさせていただきました。

そこを見ましてもですね、宅地も農地もそれぞれが立派に、管理は上々になっている状況でございますので、何ら問題はないと思っております。

私自身の付け足しではございますが、初めてこの案件に出くわしたことで、興味もあり、推移の程を見て行きたいと思っている次第でございます。

補足につきましては、管理も上々でございますし、宅地を含めてですね、管理がなされておりますので、何ら問題はないと思いますので、よろしく

ご審議の程を、お願いをいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

引き続いて、議案第 4 号、長門市空き家に付随した農地の指定解除について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは説明に入ります。4 ページをご覧ください。

議案第 4 号、長門市空き家に付随した農地の指定解除について。

空き家に付随した農地の指定解除について、承認を求める。

令和 4 年 4 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

本議案につきましては、「長門市空き家に付随した農地の別段面積取扱基準」に基づき、指定した農地の指定を解除するものです。

番号 1。

土地の所在、大字油谷蔵小田字岩畔、地番▲▲▲▲番、登記地目は田、面積は 1,253 m<sup>2</sup>。

所有者は、広島市安佐北区口田南▲丁目▲▲番▲号、●●●さん。

指定解除の理由は、令和 4 年 3 月 18 日付けにて長門市空き家活用事業の売買契約成立により、空き屋データベースの登録が取り消されたためです。

対象地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページおよび 12 ページをご覧ください。J R 山陰本線人丸駅から北北西へ約 2.3 km に位置し、空き家の南にある農地です。

また、13 ページには公図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」19 ページをご覧ください。

この案件につきましては、「長門市空き家に付随した農地の別段面積取扱基準」第 7 条第 2 号「空き家データベースの登録が取り消されたとき」に該当し、解除要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は、以上でございます。

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

(補足説明、意見なし)

議 長

皆様から、本件について質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、農地の指定解除に承認される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件農地については、「長門市空き家に付随した農地の別段面積取扱基準」に基づき、指定した農地の指定を解除するものといたします。

引き続き、議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長  
補佐

議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の申請があったので、審議決定を求める。

令和 4 年 4 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

5 月 1 日の公告となりまして、従来からの利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定の 2 つとなっております。

まず、従来からの利用権設定です。

5 ページをご覧ください。

賃貸借ですが、油谷地区のみで、1 件 8 筆の 12,070 m<sup>2</sup>となります。

使用貸借が、油谷地区のみで、5 件 11 筆の 14,223 m<sup>2</sup>。

合計で、油谷地区のみ、6 件 19 筆の 26,293 m<sup>2</sup>となります。

全体で、6 件 19 筆の 26,293 m<sup>2</sup>となります。

詳細につきましては、6 ページをご覧ください。

次に、中間管理事業に係る利用権設定です。

8 ページをご覧ください。

賃貸借ですが、長門地区が、12 件 31 筆の 46,646 m<sup>2</sup>。日置地区が、3 件 6 筆の 9,022 m<sup>2</sup>。油谷地区が、1 件 2 筆の 6,147 m<sup>2</sup>。

計が、16 件 39 筆の 61,815 m<sup>2</sup>。

使用貸借が、長門地区のみで、5 件 7 筆の 13,625 m<sup>2</sup>。

計が、長門地区のみで、5 件 7 筆の 13,625 m<sup>2</sup>。

合計しますと、長門地区が、17 件 38 筆の 60,271 m<sup>2</sup>。日置地区が、3 件 6 筆の 9,022 m<sup>2</sup>。油谷地区が、1 件 2 筆の 6,147 m<sup>2</sup>。

全体で、21 件 46 筆の 75,440 m<sup>2</sup>となります。

詳細につきましては、9 ページから 11 ページをご覧ください。

基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

(補足説明、意見なし)

議 長

議案全体について質問、ご意見はございませんか。

1 4 番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

1 4 番

14 番、木村です。

農地番号、2 から 17 番の真木地区の●●●さんの件で、この度から初めて農業されるかも知りませんが、●●●さんの、簡単でいいですから、概況なりをお知らせくださったらと思います。

年齢とか、どういう人かとか。

議 長

事務局から、お願いします。

事務局長  
補佐

はい、この●●●さんという方は、この 4 月から認定新規就農者ということで、真木地区に就農された方です。

木村委員さんのお隣の、岡本委員さんの後継者ということで、真木地区に就農されて、岡本委員さんの指導を受けながら、農業者として経験を積んでいかれるということでございます。

議 長 何歳ぐらいでしょうかという質問がありますが。

事務局長 岡本委員さん、分かりますか。

1 3 番 35 か 36 歳だと思います。

事務局長  
補佐 35、36 歳だそうです。  
よろしいでしょうか。

1 4 番 はい。  
それと、農作業等の経験はありますか。

1 3 番 私が言いましょうか。  
この●●●さんはですね、私も、もう結構えらくなってですね、私が作っていたのをほとんど●●●さんに委託するわけです。  
●●●さんは、4、5 年前から私が雇って、農作業を手伝ってもらっていたんです。  
だから、この人がやってくれば一番、妥当じゃないかということで、●●●さんに頼んだわけです。  
以上です。

議 長 ありがとうございます。

1 4 番 面積的には、ちょっと広いですからね、ちょっと心配になって聞いてみたわけですが、岡本委員さんが側におられるなら、安心して見守っていただけたらと思います。  
今後はこの地区の人・農地プランに、また、認定農業者にもしていったらこの地区も安心じゃないかと思います。  
以上です。

議 長 事務局からは、何かいいですか。

事務局長 はい、いいです。

議 長

今、木村委員からは質問がございましたが、年齢と実績等につきましては、13 番の岡本勇二委員さんの下で、4、5 年ぐらいもうずっと経験を積んできたということで、地区の後継者ということで、期待をされている方ということでございます。

他にどなたか全体を通して、ご質問、ご意見等があったら、ご発言をお願いしたいと思います。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。  
本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。  
よって、本件は、承認することに決定をいたしました。  
引き続きまして、報告事項に入ります。  
報告事項の 1 の説明を、お願いいたします。

事務局長

それでは、説明に入ります。13 ページをご覧ください。  
報告事項 1、土地現況証明報告、非農地証明でございます。  
番号 1。  
現地については、雑種地として、令和 4 年 4 月 7 日に会長、山近委員、西川推進委員と事務局とで現地を確認し、非農地証明をしております。  
番号 2。  
現地については、雑種地として、令和 4 年 4 月 7 日に会長、中野委員、藤井推進委員と事務局とで現地を確認し、非農地証明をしております。  
番号 3。  
現地については、山林として、令和 4 年 4 月 7 日に会長、林委員、大田推進委員と事務局とで現地を確認し、非農地証明をしております。  
番号 4。  
現地については、2 筆とも山林として、令和 4 年 4 月 7 日に会長、岡本委員、中村推進委員と事務局とで現地を確認し、それぞれ非農地証明をしております。  
土地現況証明報告は、以上でございます。

議 長

ただ今、事務局より報告事項 1 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 続きまして、報告事項の2の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、14ページをご覧ください。

報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの、合意解約でございます。

番号1。

令和4年3月22日に合意解約をしております。

続きまして、15ページをご覧ください。

農地中間管理事業に係る合意解約でございます。

それでは、番号1。

令和4年2月28日に合意解約をしております。

ほか3件の合意解約です。

以上でございます。

議 長 ただ今、事務局より報告事項2について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 続きまして、その他の報告事項について説明をお願いいたします。

事務局長 資料16ページから21ページをご覧いただけたらと思います。

●●●●●●株式会社から「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について」の届出がございました。

認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置は、農地法施行規則第53条第14号の規定により、公共性、公益性があることから、転用許可を要しない例外規定が適用されるため、農業委員会への届出で済むことになっています。

番号1。

土地の所在、大字三隅上字出合、地番▲▲▲▲番▲、現況地目は畑。台帳面積2,154㎡のうち、携帯基地局の設置として永年転用面積2.25㎡。

それから、台帳面積2,154㎡の内、75.84㎡は、基地局設置工事に伴う作業場としての一時転用となります。

令和4年4月7日付で異議なしの通知を送付しております。

以上でございます。

議 長

ただ今、事務局よりその他の報告事項について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、その他、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。

事務局長  
補佐

それでは、次回の定例総会ですが、5月16日、月曜日、午前9時30分から、市役所4階会議室2で開催いたします。

なお、現地調査につきましては、5月6日、金曜日を予定しております。該当する委員さんには、後日、事務局から集合時間等、連絡致しますので、ご立会をよろしくお願いいたします。

また、既にご連絡しておりますが、農地利用最適化推進地区別会議が、4月25日、月曜日には、長門、三隅地区で、4月26日、火曜日には、日置、油谷地区で開催されます。

それから、既にお知らせしておりますが、農地利用最適化推進業務日誌、一枚ものの業務日誌ですけれども、月6枚以上、できれば、10枚以上、記録をして、ご提出いただきたいと思います。

大変、ご無理を申しますが、よろしくお願いいたします。

できれば集計の手間もございますので、毎月まとめてご提出いただきますと、事務局としては、非常に助かります。

それから、活動記録セット、冊子がございますが、年間の活動記録の集計表も、ご提出いただけたらと思います。

事務連絡については、以上となります。

議 長

事務連絡でした。

事務局から、このように大変大きい本をいただきました。

裏の方にマミムメモと書いて、毎日書く。見た事を全て書く。難しく考えずにとにかく書く。面倒くさいと感じる前に書く。問題点は事務局と共有するという、マミムメモがございますので、表もですが、裏も見てください。

あまり肩に力を入れずに、それぞれ地域の方とお話をされて、その中で記録できる事があれば記録していただきたいと思います。

大変一方的な事務連絡的なことを申し上げました。

委員の皆様から、何か質問、ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

以上をもちまして、本日の総会を終了させていただきます。  
お疲れでございました。

終了時間      午前 10 時 18 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和4年4月15日

長門市農業委員会会長      大   野   耕   作

議 事 録 署 名 委 員      高   林              司

議 事 録 署 名 委 員      大   田   裕   美